

沖縄県介護保険 広域連合

平成
21年版
2009. JUN
OKINAWA

CONTENTS

- 介護保険とは…………… 2
- 介護保険サービスのながれ… 3
- サービスの種類…………… 4
- 介護保険料…………… 5
- 地域支援事業…………… 6
- 市町村の取り組み……… 7

介護保険広域連合とは？

介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図るとともに、介護保険における諸課題の解決に取り組んでいる市町村の組合組織です。
平成21年4月1日現在、県内28市町村で構成しています。



介護保険とは

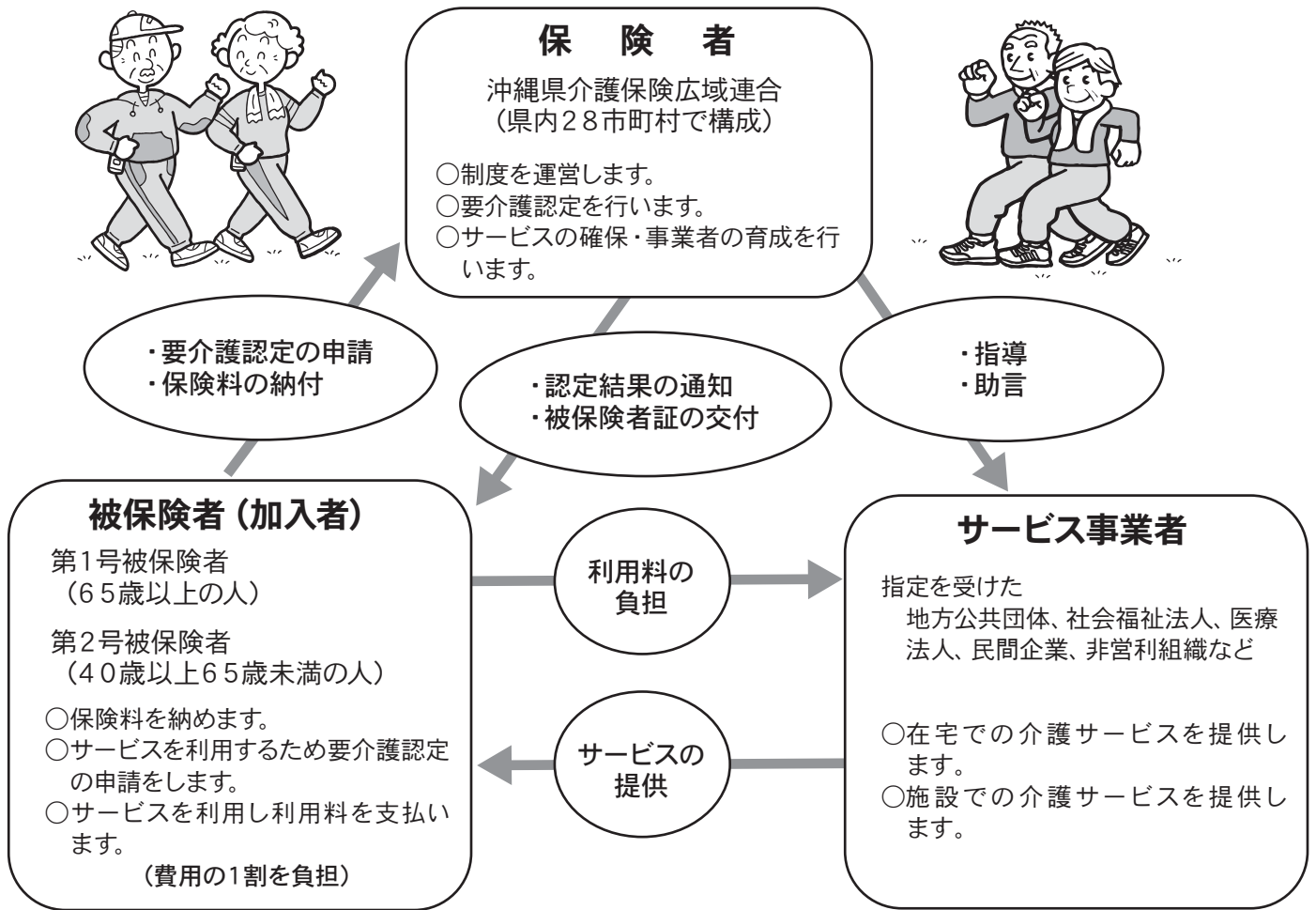
■介護保険の目的

介護保険制度は、加齢にともなって生ずる心身の変化に起因する疾病などにより要介護状態及び要支援状態となった方に必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

※40歳以上の全国民で公平に制度を支えています。

■介護保険のしくみ

40歳以上からみんなが加入し、介護が必要になったらサービスを利用することができます。



■介護保険の財源

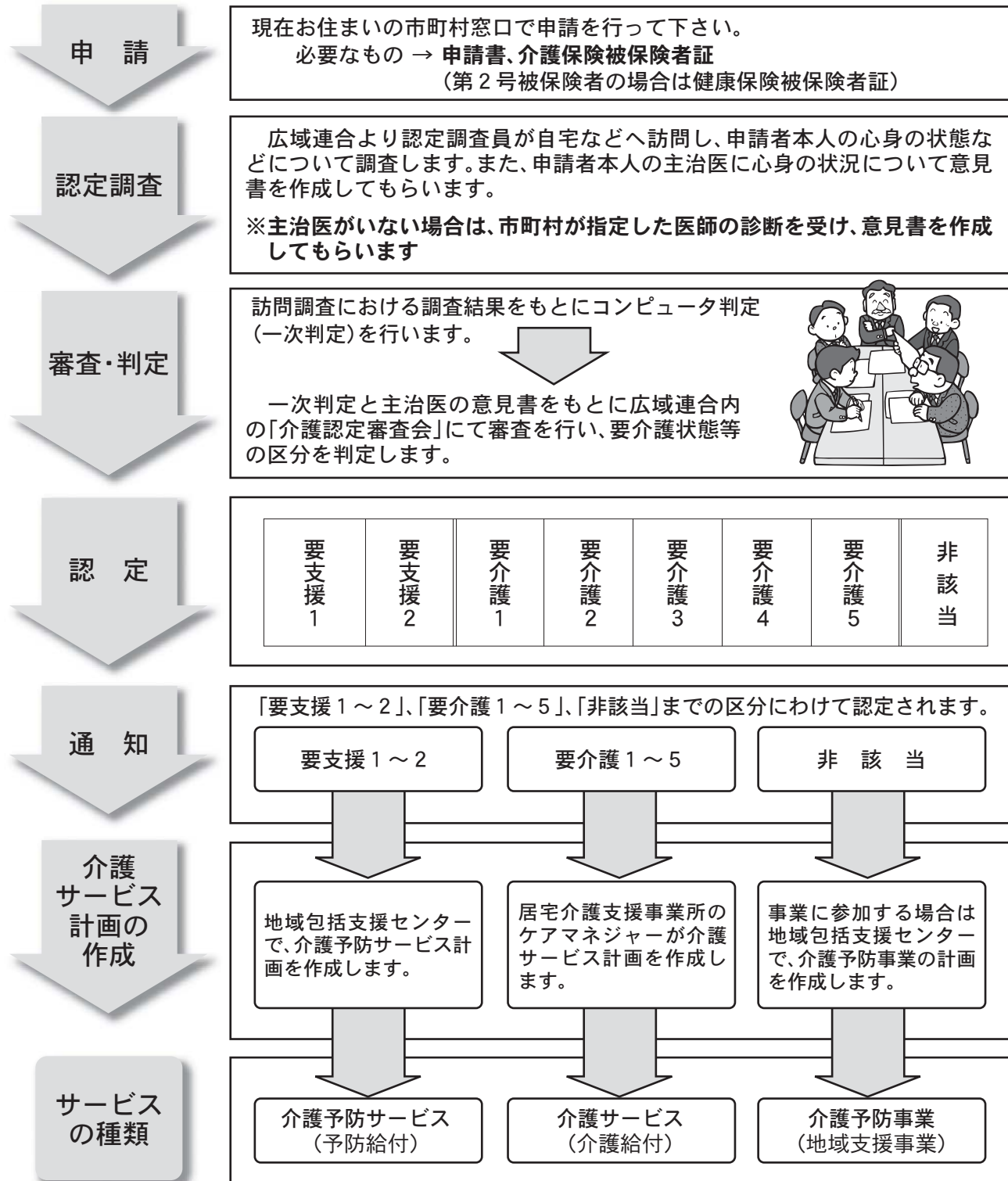
介護保険の財源は、保険料と公費です。		公 費 (50.0%)		
保 険 料 (50.0%)		国	県	市町村 (広域連合)
第1号被保険者 65歳以上の人の保険料	第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人の保険料	*施設等分 20.0% (うち財政調整交付金5.0%)	*施設等分 17.5%	
20.0%	30.0%	25.0%	12.5%	12.5%

※第4期(平成21年度～平成23年度)介護保険料は、介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定が行われ、その影響による保険料上昇分が予定されていましたが、被保険者の急激な負担増加となるため、国において被保険者の負担軽減を目的として創設された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を第4期介護保険料財源に充てたことにより、本来の保険料より軽減されたものとなっております。

介護保険サービスのながれ

■介護保険サービスの利用のしかた

介護保険サービスを利用するには、市町村窓口へ要介護認定の申請をし、広域連合から「介護が必要」と認定されることが必要です。



※介護保険被保険証は、「要介護認定」の申請をするときと、介護サービスを利用するときにサービス提供事業者や介護施設に提示し使います。

第1号被保険者・・・65歳になった月(誕生日が1日の方は前の月)に交付されます。

第2号被保険者・・・要介護認定を受けた方と被保険証の交付を請求した方に交付されます。

サービスの種類

■サービスの種類

(1) 居宅サービス（要支援1と2、要介護1から5の方が対象です。）

訪問型

- ①訪問介護
自宅にヘルパーが訪問し、日常生活の介護がうけられます。
- ②訪問入浴介護
移動入浴車などが自宅を訪問し、入浴の介護がうけられます。
- ③訪問リハビリテーション
専門の理学療法士などが自宅を訪問し、機能訓練や介護の方法について指導します。
- ④訪問看護
自宅に看護師などが訪問し、療養上の世話や診察の補助がうけられます。
- ⑤居宅療養管理指導
自宅に医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の指導がうけられます。

通所型

- ①通所介護(デイサービス)
日帰りでデイサービスセンターに通い、食事や入浴などのサービスがうけられます。
- ②通所リハビリテーション(デイケア)
日帰りで病院や老人保健施設に通い、リハビリテーションなどがうけられます。
- ③短期入所生活介護(ショートステイ)
介護施設に短期間入所して日常生活に必要な介護がうけられます。
- ④短期入所療養介護(ショートステイ)
介護施設や病院などで、医学的な管理による介護やリハビリがうけられます。

その他

- ①福祉用具貸与
車いすや特殊ベッドなどが借りられます。
- ②福祉用具購入費の支給
ポータブルトイレや入浴用いすなどの購入費の支給がうけられます。
- ③住宅改修費の支給
手すりの取り付けや段差解消など住宅改修費の支給がうけられます。
- ④特定施設入居者生活介護
特定施設の指定を受けている有料老人ホームなどの入居者は、日常生活の世話や機能訓練などがうけられます。



(2) 施設サービス（要介護1から5の方が対象です。）

- ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
常時介護が必要で居宅介護が困難な要介護者が入所し、日常生活の介助や機能訓練などをうけることができます。
- ②介護老人保健施設
入院治療をする必要はないが、リハビリや看護、介護を必要とする要介護者が入院し、医学的な管理のもとで機能訓練など必要な医療、日常生活の介助をうけることができます。
- ③介護療養型医療施設(療養病床)
長期間にわたる療養や介護が必要な要介護者が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練や必要な医療をうけることができます。

(3) 地域密着型サービス（要支援1と2、要介護1から5の方が対象です。）

- ①小規模多機能型居宅介護
通所を中心に、選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせるうけることができます。
- ②認知症対応型通所介護
認知症の人を対象に日帰りで、専門的なケアをうけることができます。
- ③認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活を行うことができます。
※グループホームは要支援2、要介護1～5のみです。
- ④福祉施設入居者生活介護
第4期介護保険事業計画期間から開始されます。(読谷村、久米島町が実施)



◎市町村によって、提供されるメニューが異なりますので市町村の介護保険担当課へ確認してください。

介護保険料(平成21～23年度)

■保険料

これまでの給付実績と、これから予想される給付見込量によって市町村ごとに保険料を算出し、保険料の近い市町村ごとにランク分けをおこない、それぞれのランク毎の基準額を算定しました。

区分	対象者	保険料率	保険料(年額) 単位：円		
			第1ランク	第2ランク	第3ランク
第1段階	生活保護受給者、または世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	20,940	27,336	31,458
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.60	25,128	32,804	37,750
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 ×0.75	31,410	41,004	47,187
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯員の中に住民税課税者がいる場合	基準額	41,880	54,672	62,916
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 ×1.25	52,350	68,340	78,645
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.50	62,820	82,008	94,374

第1ランク (1町4村)	第2ランク (1市3町9村)	第3ランク (1市4町5村)
宜野座村 南大東村	久米島町 北大東村	渡名喜村
	国頭村 恩納村 読谷村 中城村 座間味村	東村 伊平屋村 嘉手納町 南城市
	本部町 伊江村 北中城村 南風原町	大宜味村 今帰仁村 北谷町 与那原町
		伊是名村 豊見城市 渡嘉敷村 栗国村

※年度途中で資格を取得した方は、資格を取得した月から月割の保険料がかかります。

※保険料の納付方法は原則として、年金(社会保険庁等)からの特別徴収ですが、徴収できない場合は普通徴収となります。

○特別徴収[保険料を年金から天引、年6回(年金受給月)、年金受給年額が18万円以上の方]

○普通徴収[保険料を納付書や口座振替で、年9回(7月から翌年3月の各月)に分けて納付]

※年度中に65歳年齢到達した方、広域内市町村へ転入した方、所得の更正があった方等は年金受給額が18万円以上であっても普通徴収となります。

■保険料を納めるのが困難なときは…

生活困窮、災害、その他諸事情で保険料の納付が困難なときには、沖縄県介護保険広域連合や市町村の担当窓口にご相談下さい。(分割納付や保険料減免の制度があります。)

※扶養要件、所得要件、資産要件等により、保険料減免が認められない場合もあります。

【徴収員による訪問しての保険料徴収並びに制度説明と口座振替の勧奨】

65歳以上の皆さまのお宅へ徴収員が訪問し、保険料徴収(分割納付相談など)や制度説明、口座振替等の手続きなどを行なっています。ご連絡を頂ければ、日程を調整しお伺いいたします。

※第4期(平成21年度～平成23年度)介護保険料は、介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定が行われ、その影響による保険料上昇分が予定されていましたが、被保険者の急激な負担増加となるため、国において被保険者の負担軽減を目的として創設された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を第4期介護保険料財源に充てたことにより、本来の保険料より軽減されたものとなっております。

地域支援事業

■地域支援事業とは

地域に暮らす高齢者に対し、要介護（支援）状態となることの予防と、生涯にわたり住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するための事業です。

（市町村の実情に応じた事業展開を実施しています。）

介護予防事業

一般高齢者 へのサービス

65歳以上の高齢者の方を対象に介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防活動を育成・支援します。

- ◎介護予防普及啓発事業
- ◎地域介護予防活動支援事業



特定高齢者 へのサービス

要介護（支援）状態となるおそれのある高齢者（特定高齢者）の方を対象に、以下の介護予防事業を実施します。

- ◎通所型介護予防事業
- ◎訪問型介護予防事業



※「特定高齢者へのサービス」は、65歳以上の方で生活機能評価を受け、特定高齢者と決定された方が受ける介護予防事業です。

包括的支援事業

地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、要介護（支援）状態となることを防ぐ予防対策や、高齢者の方の状態に応じた介護サービス等を、状態の変化に応じて切れ目なく支援するための事業をすすめます。

- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 総合相談・支援事業
- ③ 権利擁護事業
- ④ 包括的・継続的マネジメント

任意事業

被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

- ① 介護給付等費用適正化事業
- ② 家族介護支援事業
- ③ その他（市町村によって異なります。）



詳細は、市町村へお尋ね下さい。

市町村の取り組み

■北谷町の取り組み



○北谷町健康体操教室

北谷町でとても人気のある教室で、昭和53年から、30年間継続されている教室です。

スタート当初からの参加者も多く、週2回開催で平均20名の方が健康づくりの一環として、取り組んでいます。

体操指導員の方も参加者の方々もとても元気で、はつらつと頑張っています。

■北中城村の取り組み



○ぬちぐすい長寿大学

ぬちぐすい長寿大学は、平成21年度北中城村が実施する地域支援事業の介護予防事業として、新たに開学いたします。

本学では、受講生の体力に合わせた2つの学部をご用意しております。

マイペースで楽しみながら介護予防ができる特定高齢者向け『いきいき長寿学部』

筋力トレーニングや柔軟体操で健康維持に努める一般高齢者向け『がんじゅう長寿学部』。

楽しみながら健康的に介護予防が実践できるプログラム内容となっております。

健康長寿を学ぶ大学。それが『ぬちぐすい長寿大学』です。

■与那原町の取り組み



左写真は居宅訪問にて安否確認の様子



右写真は団らん室にてコミュニティ活動支援の様子

○高齢者住宅生活援助員派遣事業

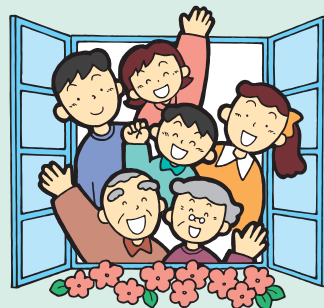
高齢者住宅町営団地シルバーハウジング入居者に対し、生活援助員を派遣し下記の事業を行ない、入居者の自立や安全かつ快適な生活を営むことができるよう、支援することを目的としている事業です。

- ①生活指導・相談及び情報提供
- ②安否の確認
- ③一時的な家事援助
- ④緊急時の対応
- ⑤関係機関との連携
- ⑥コミュニティ活動の支援
- ⑦その他日常生活上必要な事業

■広域連合からのお知らせ

1. お知らせ

地域支援事業意識啓発用ビデオ(DVD)を作製しました。
都市編、農村編、離島編の3本構成です。広域連合構成市町村の
介護保険担当課に配布していますので、ご活用ください。



2. 実績の推移

区 分	平成19年度	平成18年度
第1号被保険者数	64,936人	63,501人
要介護(要支援)認定者数	11,420人	11,040人
介護給付費総額	18,195,769,619円	17,192,519,479円

■沖縄県介護保険広域連合の問い合わせ先

業 務 内 容	担当課名・係名	電話番号	
保険料・資格に関すること	会計課 会計係	098-921-7802	
介護サービスに関すること	業務課	給付係	098-921-7801
地域支援事業に関すること		地域支援係	098-921-7803
認定及び認定結果の通知に関すること	認定課 認定係	098-921-7804	
認定調査及び審査判定に 関すること	北部地区	北部調査認定事務所	098-921-7880
	中部地区	中部調査認定事務所	098-921-7591
	南部地区	南部調査認定事務所	098-921-7881
上記以外に関すること	総務課 総務係・企画財政係	098-921-7800	

■構成市町村の問い合わせ先

(平成21年4月現在)

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765	北中城村	福祉課	098-935-2233
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003	中城村	福祉課	098-895-2131
東村	住民福祉課	0980-43-2202	豊見城市	障がい・長寿課	098-856-4292
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-4189	八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
本部町	福祉課	0980-47-2165	南城市	社会福祉課	098-946-8996
恩納村	福祉健康課	098-966-1207	与那原町	福祉課	098-945-1525
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253	南風原町	保健福祉課	098-889-7381
金武町	保健福祉課	098-968-3559	久米島町	福祉課	098-985-7124
伊江村	住民課	0980-49-2002	渡嘉敷村	民生課	098-987-2321
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	座間味村	住民課	098-896-4045
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819	粟国村	民生課	098-988-2017
読谷村	福祉課	098-982-9209	渡名喜村	民生課	098-989-2317
嘉手納町	福祉課	098-956-1111	南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北谷町	福祉課	098-936-1234	北大東村	住民課	09802-3-4055

沖縄県介護保険広域連合

本庁舎・中部調査認定事務所

〒904-0197
沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2
TEL. 098-921-7800
FAX. 098-921-7806
ホームページ <http://okinawa-kouiki.jp/>

北部調査認定事務所

〒905-0006
沖縄県名護市宇茂佐1398番地4
北部会館4階
TEL. 098-921-7880
FAX. 098-921-7873

南部調査認定事務所

〒901-0411
沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄974番地
とうえいマンション1階
TEL. 098-921-7881
FAX. 098-921-7883